

賛助会員規約

全日本自動車部品卸商協同組合

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第61条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の入会資格は、本組合の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者であって、次の各号に掲げるもの。

- (1) 自動車整備事業者及び自動車整備事業に密接な関連を有する団体。
- (2) 自動車部品又は自動車用品を本組合員に販売することを業として営むもの。
- (3) 自動車、自動車部品又は自動車用品の製造事業を営むもの。
- (4) 自動車の販売事業を営むもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車の生産・流通・貿易、情報及び利用・消費に関わる事業を営むもの。
- (6) 前各号に掲げるものの他、本組合の目的に賛同し、その事業に協力しようとする団体。

(加 入)

第3条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て加入するものとする。

- 2 前項の諾否は、理事会において決する。

(会 費)

第4条 賛助会員は、年会費を一括して納入するものとする。ただし、理事会において承認されたときは分割払いすることができる。

- 2 一賛助会員の会費の額は、月額10,000円（一年の会費は120,000円）とする。ただし、年度の途中に加入する場合は加入時から年度末の月数を月額に乗じて得た額とする。

(脱 退)

第5条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て当該事業年度末において脱退するものとする。

(除 名)

第6条 本組合は、次の各号に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げた又は妨げようとした者
- (2) 会費の納入を怠った者
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした者
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした者

(賛助会員に対する事業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料及び機関誌等の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) 本組合が組合員の人材育成のために開催する経営研修会等への参加
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項に係わる規程は、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、設立登記の日（平成23年7月6日）から施行する。